

LM・ブラジル国債ファンド (毎月分配型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

| |
|---------------------|
| 投資信託説明書 (請求目論見書) |
|---------------------|

| |
|--------------|
| 2011. 12. 09 |
|--------------|

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月8日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月9日にその届出の効力が生じております。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

有価証券届出書の表紙記載事項

| | |
|------------------------|---|
| 提出日 | 平成23年12月8日 |
| 発行者名 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 田島 廣久 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| 募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 | LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） |
| 募集内国投資信託受益証券の金額 | 各ファンド 1兆円を上限とします。 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

目 次

| | 頁 |
|--------------------|----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第二部 ファンド情報 | 4 |
| 第1 ファンドの状況 | 4 |
| 1 ファンドの性格 | 4 |
| 2 投資方針 | 10 |
| 3 投資リスク | 24 |
| 4 手数料等及び税金 | 25 |
| 5 運用状況 | 28 |
| 第2 管理及び運営 | 35 |
| 1 申込（販売）手続等 | 35 |
| 2 換金（解約）手続等 | 36 |
| 3 資産管理等の概要 | 37 |
| 4 受益者の権利等 | 40 |
| 第3 ファンドの経理状況 | 42 |
| 1 財務諸表 | 45 |
| 2 ファンドの現況 | 67 |
| 第4 内国投資信託受益証券事務の概要 | 68 |
| 第三部 委託会社等の情報 | 69 |
| 第1 委託会社等の概況 | 69 |
| 1 委託会社等の概況 | 69 |
| 2 事業の内容及び営業の概況 | 69 |
| 3 委託会社等の経理状況 | 70 |
| 4 利害関係人との取引制限 | 93 |
| 5 その他 | 93 |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

（上記ファンドの総称として「LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型）」という名称を用いることがあります。以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

※基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

(5) 【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税及び地方消費税に相当する金額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社毎に定められておりますので、各販売会社にお問合せください。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(7) 【申込期間】

平成23年12月9日から平成24年12月11日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

なお、販売会社によっては、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）またはLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(9) 【払込期日】

取得申込代金（購入代金）は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

②基本的性格

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）及びLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）は、計算期間及び配分方針（頻度）を除いて同一の仕組みを持つ、独立した2つのファンドです。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》 LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型） 共通

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| 追加型 | 海外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 |
| | 内外 | 資産複合 |

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》 LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|----------------------------|--------------|-------------|------------------|-------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | | 北米 | | |
| 債券 一般 | 年4回 | 欧州 | ファンド・オブ ・ファンズ | なし |
| 公債 | 年6回 (隔月) | アジア | | |
| 社債 | | オセアニア | | |
| その他債券 クレジット属性 | 年12回 (毎月) | 中南米 | | |
| 不動産投信 | 日々 | アフリカ | | |
| その他資産（投資信託証券 （債券・公債）） | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他 | エマージング | | |

《属性区分表》 LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|----------------------------|--------------|-------------|------------------|-------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | | 北米 | | |
| 債券 一般 | 年4回 | 欧州 | ファンド・オブ ・ファンズ | なし |
| 公債 | 年6回 (隔月) | アジア | | |
| 社債 | | オセアニア | | |
| その他債券 クレジット属性 | 年12回 (毎月) | 中南米 | | |
| 不動産投信 | 日々 | アフリカ | | |
| その他資産（投資信託証券 （債券・公債）） | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他 | エマージング | | |

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・公債）」と表示しております。また、「債券・公債」とは、目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みません。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

| | | |
|--------|-----------|--|
| 投資対象資産 | その他資産 | 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投資以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年12回（毎月） | 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 中南米 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により下記の通りとなっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

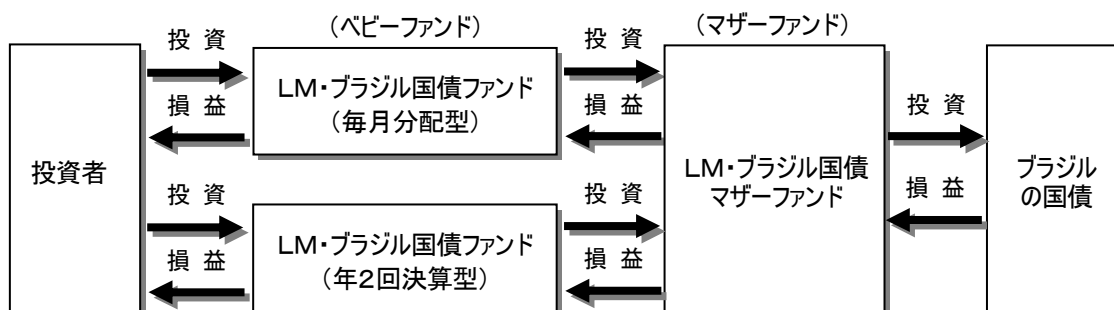
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） 1兆円

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） 3,000億円

④ファンドの特色

主としてブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行います

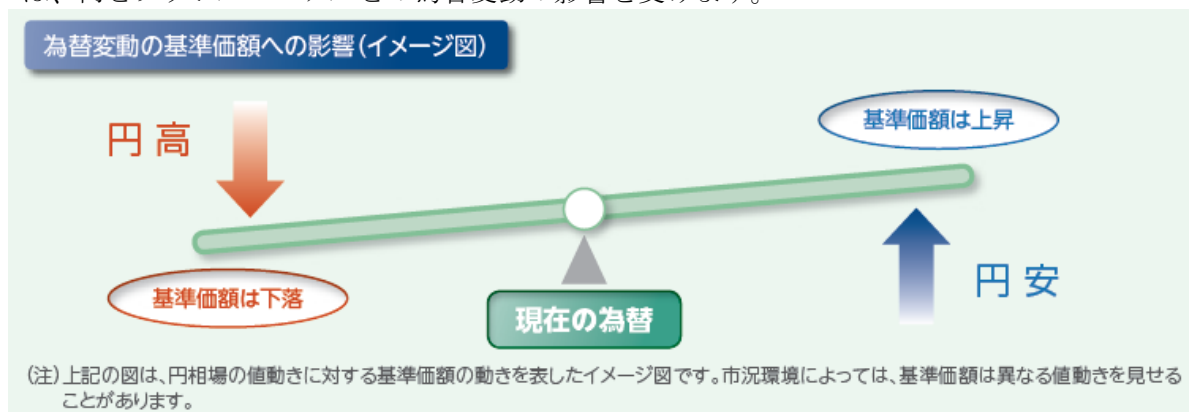
- LM・ブラジル国債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主としてブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行います。
- 債券の流動性や残存年数に配慮しながらポートフォリオを構築します。
- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）またはLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型））とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円とブラジル・レアルとの為替変動の影響を受けます。



※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用はレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダ」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

WESTERN ASSET ウエスタン・アセット

- レグ・メイソン・インクの100%子会社
- 設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
- 運用資産約4,471億米ドル。(約34兆円)*

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダ(在ブラジル)

- マザーファンドの投資顧問会社
- 運用資産約200億米ドル。(約1.5兆円)*

ウエスタン・アセットの拠点

*2011年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2011年10月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.75円)によります。

毎決算時に収益分配を行います

a. LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。



b. LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

毎年3月13日及び9月13日（休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

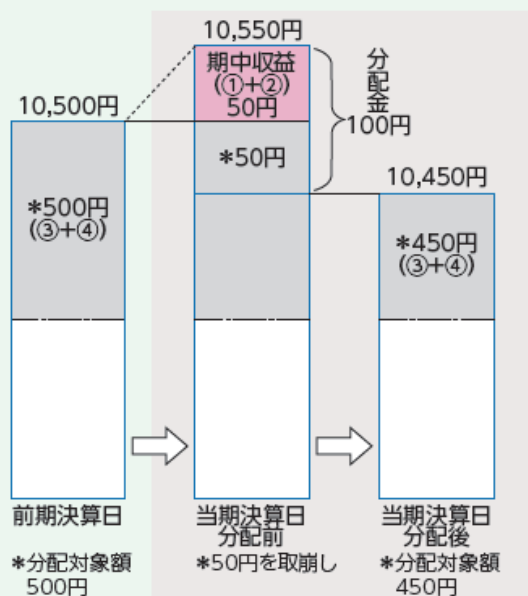
投資信託で分配金が支払われるイメージ



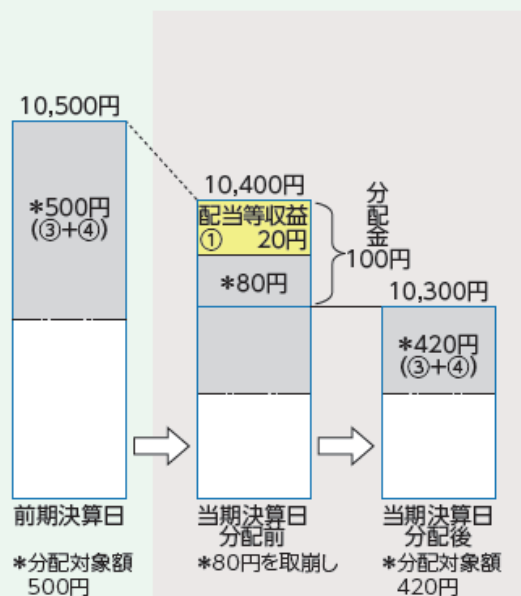
● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



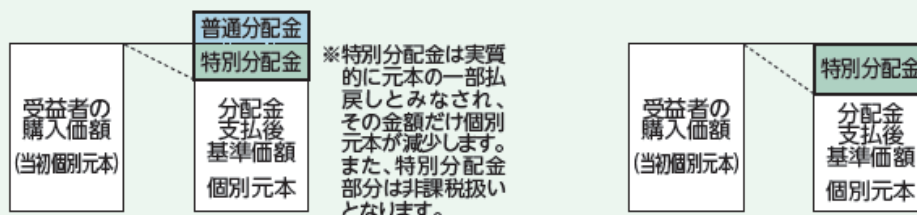
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

● 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

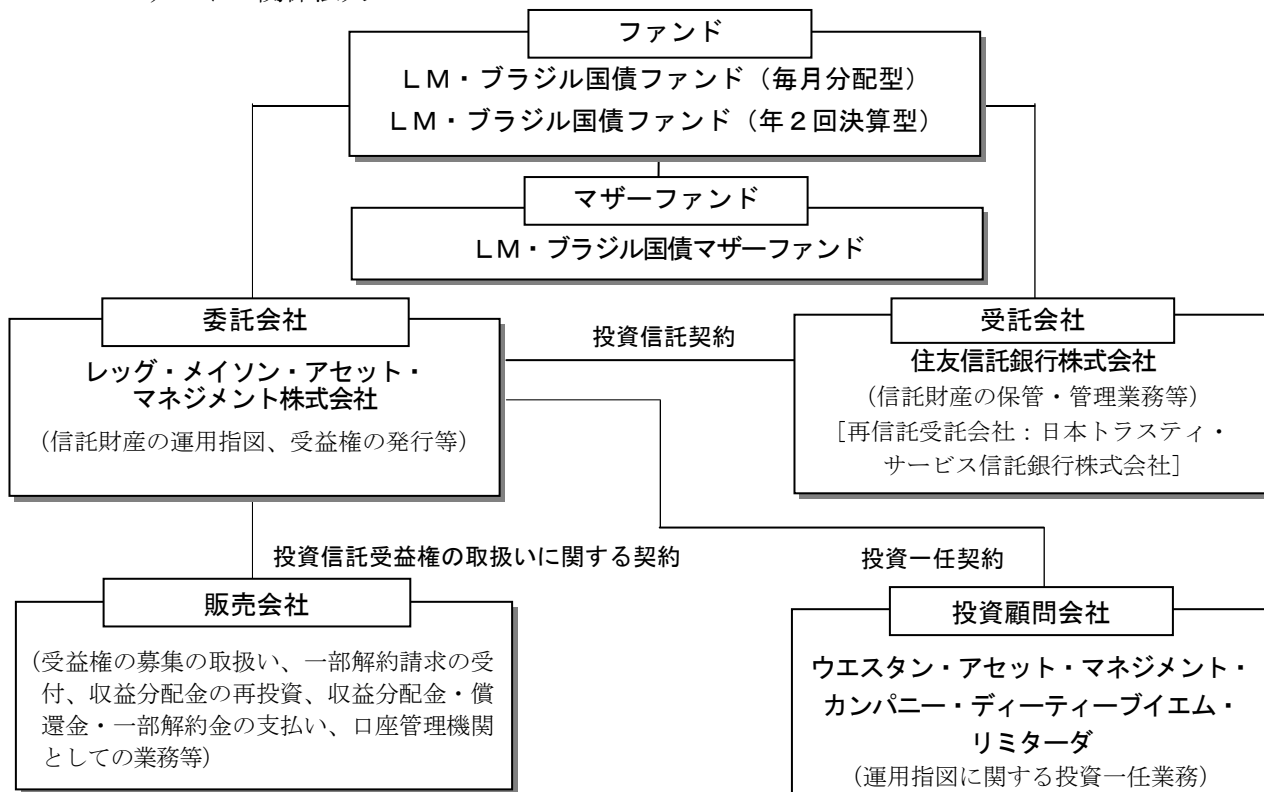
平成20年10月31日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成23年12月9日 信託期間を無期限に変更（当初は平成30年9月13日まで）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人及び契約の概要等

a. ファンドの関係法人



※受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

※住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

b. 契約の概要等

(イ) 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

(ハ) 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

②委託会社等の概況（平成23年10月末現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

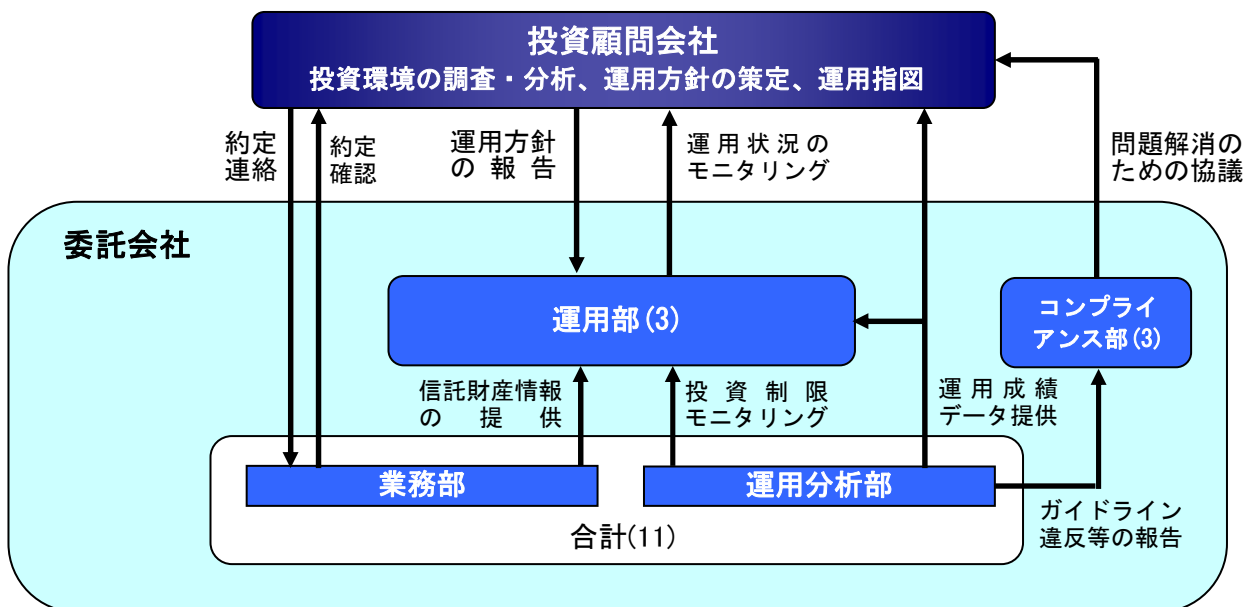
- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引に係る権利
 - (ハ) 約束手形
 - (ニ) 金銭債権
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたLM・ブラジル国債マザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a. 株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券

- d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で上記u. の有価証券の性質を有するもの
 なお、上記a. の証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券並びにl. 及びq. の証券または証書のうち、b. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. 及びn. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で上記e. の権利の性質を有するもの

- ④上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

■ファンドの運用体制



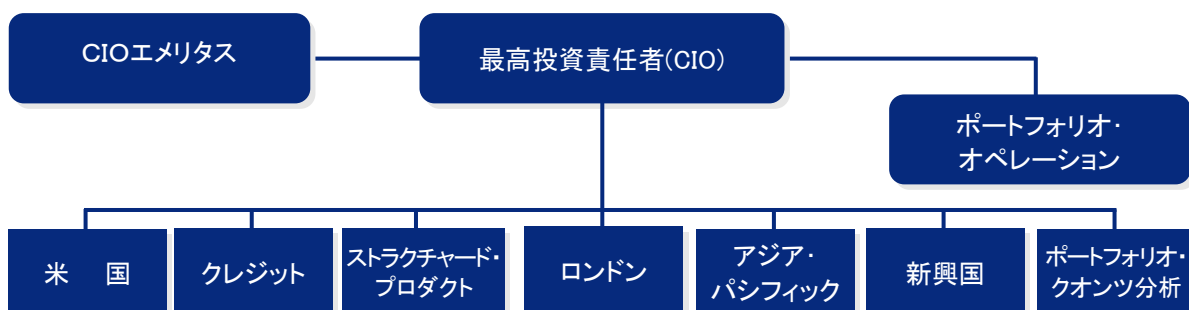
(注) 括弧内は平成 23 年 10 月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

- ①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。
- ②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- ③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
- ④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。
- ⑤委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。
- ⑥上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

(参考) LM・ブラジル国債マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダ」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

①投資顧問会社の運用体制



上記は、ウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制

ファンドのリスク管理は、市場変動リスク、流動性リスク等の複数の観点について、リスク管理モデルを用いて行われます。

リスク管理部門によってファンドの投資制限及びリスク指標等のモニタリングが行われ、問題が発生した場合には、運用チーム及び関連部門にその旨が連絡されます。連絡を受けた運用チームが問題解消の責任を負い、問題が解消されたかどうかをリスク管理部門が検証します。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(注) ファンドの運用体制及び管理体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配時期

< LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） >

毎月の決算時（毎月13日*）に、原則として分配方針に基づき分配を行います。

< LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） >

年2回の決算時（3月、9月の各13日*）に、原則として分配方針に基づき分配を行います。

*休業日の場合は翌営業日とします。また、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）については、信託約款の規定に基づき、第4計算期間から収益分配を行っております。

②収益分配方針

a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産

に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

③収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①株式への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記 a. 及び b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の

時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記 a. 及び b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

- a. 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (イ) 信託財産に属する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債

と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(へ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引（異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引をいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換

社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 a. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 a. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内で

ある場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記 a. 及び b. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・ブラジル国債マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

マザーファンドは、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託

財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

ブラジル・リアル建てのブラジル国債を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(イ)主としてブラジル・リアル建てのブラジル国債を中心に投資を行います。

(ロ)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ハ)債券の流動性や残存年数に配慮しながらポートフォリオを構築します。

(ニ)資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ホ)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイエム・リミターダに、運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引に係る権利

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定める

ものをいいます。)

- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記a.の証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で上記e.の権利の性質を有するもの
- ④上記②の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限り

ではありません。

- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑥信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- b. 上記 a. の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(へ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限
- 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑪有価証券の貸付の指図及び範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. 上記 a. の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑫公社債の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 a. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑬公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 a. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記 a. 及び b. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債を実質的な投資対象とします。

したがって、ブラジルの政治・経済情勢等によって基準価額は大きく影響を受けます。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。

当ファンドでは、ブラジルにおける政治・経済情勢の変化、税制の変更、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制の発動等に伴い、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。

②為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

リアル／円相場において円高リアル安となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

新興国の通貨は、先進国の主要通貨と比較して、値動きが大きくなる場合があります。

③金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。当ファンドにおいては、投資対象国であるブラジルの金利が上昇し、保有するブラジル国債等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の金利は、先進国の金利と比較し大きく変動する場合があります。

④信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

ブラジルの公社債等（短期金融商品を含みます。）のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行者の財政状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の債券は、通常、先進国の債券と比較して債務不履行の生じる可能性が高く、債務不履行が生じた場合は債券価格が大きく下落します。

⑤デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2) 留意点

①サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる営業日には、取得申込み及び一部解約請求の受付は行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国において資本規制が導入された場合等）があるときは、取得申込み及び一

部解約請求の受付の中止並びに既に受付けた取得申込み及び一部解約請求の受付の取消等の対応をとることがあります。

- ②非居住者のブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対して金融取引税が課された場合は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
- ③解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。
- ④収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。
- ⑤当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ⑥当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ⑦当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内には設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

(注) リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありませぬ。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6275%（税抜1.55%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------|------------------|------------------|
| 0.7875%（税抜0.75%） | 0.7875%（税抜0.75%） | 0.0525%（税抜0.05%） |

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

- a. 信託財産に関する租税
- b. 信託事務の処理に要する諸費用
- c. 借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息
- d. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
- e. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- f. 外貨建資産の保管等に要する費用

*当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

- a. 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
- c. 公告費用
- d. 格付費用
- e. 受益権の管理事務に関連する費用

③当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記①の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

（注）非居住者のブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対して課される金融取引税（平成23年10月末現在 6.0%）はマザーファンドから支弁され、間接的に当ファンドの全受益者の負担となります。

（上記金融取引税の税率は、平成23年10月末現在のものであり、金融取引税の課税の有無、税率等は、ブラジルの税制変更に伴い変更される場合があります。）

④上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただ

く手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

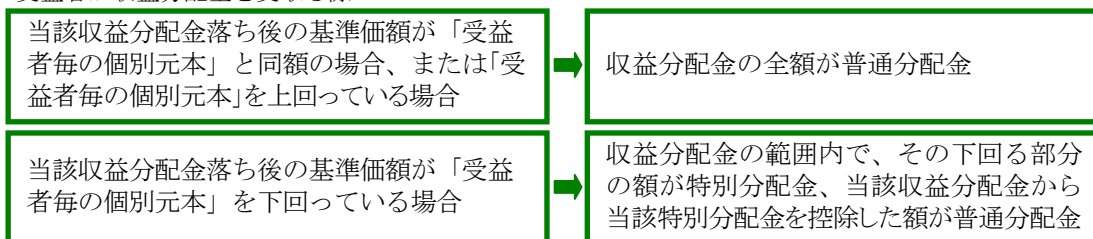
| | |
|--------------|--|
| 収益分配時 | <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金*¹について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成25年12月31日まで 10% (所得税7%、地方税3%) 平成26年1月1日以降 20% (所得税15%、地方税5%) ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 |
| 一部解約時 償還時 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）*が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は、次の通りとなります。 平成25年12月31日まで 10% (所得税7%、地方税3%) 平成26年1月1日以降 20% (所得税15%、地方税5%) ・*解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額 ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。 |

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本*²から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<受益者が収益分配金を受取る際>



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(注) 特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額に

については、7%（平成26年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

③配当控除・益金不算入制度

配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注）上記は、平成23年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

平成23年10月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|----|-----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 361,942,757,391 | 100.08 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | △278,213,749 | △0.08 |
| 合計（純資産総額） | | 361,664,543,642 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

平成23年10月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|----|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,153,373,789 | 100.21 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | △6,587,172 | △0.21 |
| 合計（純資産総額） | | 3,146,786,617 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

LM・ブラジル国債マザーファンド

平成23年10月末現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|------|-----------------|---------|
| 国債証券 | ブラジル | 356,102,077,650 | 97.53 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 9,011,268,492 | 2.47 |
| 合計（純資産総額） | | 365,113,346,142 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

a. 上位30銘柄

平成23年10月末現在

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 券面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | LM・ブラジル国債マザーファンド | 287,575,685,199 | 1.2027 | 345,867,276,589 | 1.2586 | 361,942,757,391 | 100.08 |

（注1）平成23年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成23年10月末現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 100.08 |
| 合計 | 100.08 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

a. 上位30銘柄

平成23年10月末現在

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 券面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | LM・ブラジル国債マザーファンド | 2,505,461,457 | 1.2504 | 3,132,829,006 | 1.2586 | 3,153,373,789 | 100.21 |

(注1) 平成23年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成23年10月末現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 100.21 |
| 合計 | 100.21 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

<参考情報>

LM・ブラジル国債マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成23年10月末現在

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (券面総額) | 帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) 評価額金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|-----------|----------|-----------------|
| 1 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 2,070,810,000.00 | 4,075.16 84,388,837,856 | 4,283.94 88,712,303,198 | 10.000000 | 2017/1/1 | 24.30 |
| 2 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | 1,951,140,000.00 | 4,204.84 82,042,352,499 | 4,204.84 82,042,352,499 | - | 2012/7/1 | 22.47 |
| 3 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | 1,570,420,000.00 | 4,315.85 67,777,118,348 | 4,315.85 67,777,118,348 | - | 2012/4/1 | 18.56 |
| 4 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 1,116,100,000.00 | 3,918.94 43,739,313,657 | 4,148.45 46,300,910,203 | 10.000000 | 2021/1/1 | 12.68 |
| 5 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 755,050,000.00 | 4,452.91 33,621,718,096 | 4,516.64 34,102,895,219 | 10.000000 | 2012/1/1 | 9.34 |
| 6 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 451,620,000.00 | 4,350.25 19,646,602,900 | 4,457.52 20,131,084,436 | 10.000000 | 2014/1/1 | 5.51 |
| 7 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 221,881,000.00 | 4,341.95 9,633,967,182 | 4,506.61 9,999,329,283 | 10.000000 | 2013/1/1 | 2.74 |
| 8 | ブラジル | 国債証券 | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 160,000,000.00 | 4,172.17 6,675,479,854 | 4,397.55 7,036,084,464 | 10.000000 | 2015/1/1 | 1.93 |

(注1) 平成23年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成23年10月末現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 国債証券 | 97.53 |
| 合計 | 97.53 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

| 期間末 | 純資産総額(円) (分配落) | 純資産総額(円) (分配付) | 基準価額 (円) (分配落) | 基準価額 (円) (分配付) |
|---------------------|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第1特定期間（平成21年 3月13日） | 1,690,303,715 | 1,711,833,963 | 9,354 | 9,554 |
| 第2特定期間（平成21年 9月14日） | 39,686,557,763 | 41,145,300,422 | 10,481 | 11,081 |
| 第3特定期間（平成22年 3月15日） | 123,650,877,640 | 128,650,936,041 | 10,467 | 11,067 |
| 第4特定期間（平成22年 9月13日） | 228,173,938,503 | 241,301,910,900 | 9,576 | 10,296 |
| 第5特定期間（平成23年 3月14日） | 312,936,363,245 | 335,017,547,314 | 9,124 | 9,844 |
| 第6特定期間（平成23年 9月13日） | 363,111,044,118 | 391,608,381,457 | 8,315 | 9,035 |
| 平成22年10月末 | 256,211,920,890 | — | 9,179 | — |
| 11月末 | 274,053,278,869 | — | 9,350 | — |
| 12月末 | 285,901,724,544 | — | 9,261 | — |
| 平成23年 1月末 | 295,852,180,314 | — | 9,180 | — |
| 2月末 | 308,101,596,576 | — | 9,193 | — |
| 3月末 | 330,055,315,671 | — | 9,382 | — |
| 4月末 | 344,729,741,151 | — | 9,626 | — |
| 5月末 | 349,401,233,810 | — | 9,314 | — |
| 6月末 | 371,783,916,506 | — | 9,363 | — |
| 7月末 | 374,454,832,934 | — | 8,940 | — |
| 8月末 | 383,829,444,706 | — | 8,848 | — |
| 9月末 | 333,646,992,355 | — | 7,639 | — |
| 10月末 | 361,664,543,642 | — | 8,209 | — |

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

| 期間末 | 純資産総額(円) (分配落) | 純資産総額(円) (分配付) | 基準価額 (円) (分配落) | 基準価額 (円) (分配付) |
|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 第1期末（平成21年 3月13日） | 51,978,608 | 52,033,017 | 9,553 | 9,563 |
| 第2期末（平成21年 9月14日） | 422,318,595 | 422,691,360 | 11,329 | 11,339 |
| 第3期末（平成22年 3月15日） | 2,414,959,564 | 2,416,978,333 | 11,963 | 11,973 |
| 第4期末（平成22年 9月13日） | 4,065,418,226 | 4,068,881,213 | 11,740 | 11,750 |
| 第5期末（平成23年 3月14日） | 4,227,848,345 | 4,231,351,378 | 12,069 | 12,079 |
| 第6期末（平成23年 9月13日） | 3,190,675,535 | 3,193,358,658 | 11,892 | 11,902 |
| 平成22年10月末 | 4,167,074,070 | — | 11,393 | — |
| 11月末 | 4,216,859,476 | — | 11,757 | — |
| 12月末 | 4,246,819,754 | — | 11,794 | — |
| 平成23年 1月末 | 4,292,170,575 | — | 11,841 | — |
| 2月末 | 4,303,117,067 | — | 12,012 | — |
| 3月末 | 3,597,754,534 | — | 12,410 | — |
| 4月末 | 3,435,749,104 | — | 12,889 | — |
| 5月末 | 3,411,214,288 | — | 12,635 | — |
| 6月末 | 3,402,013,026 | — | 12,867 | — |
| 7月末 | 3,339,191,451 | — | 12,445 | — |
| 8月末 | 3,343,452,886 | — | 12,489 | — |
| 9月末 | 2,895,441,443 | — | 10,924 | — |
| 10月末 | 3,146,786,617 | — | 11,920 | — |

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

| 期間 | 分配金（円） |
|-------------------------------------|--------|
| 第1特定期間（自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日） | 200 |
| 第2特定期間（自 平成21年 3月14日 至 平成21年 9月14日） | 600 |
| 第3特定期間（自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月15日） | 600 |
| 第4特定期間（自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月13日） | 720 |
| 第5特定期間（自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日） | 720 |
| 第6特定期間（自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月13日） | 720 |

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

| 期間 | 分配金（円） |
|----------------------------------|--------|
| 第1期（自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日） | 10 |
| 第2期（自 平成21年 3月14日 至 平成21年 9月14日） | 10 |
| 第3期（自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月15日） | 10 |
| 第4期（自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月13日） | 10 |
| 第5期（自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日） | 10 |
| 第6期（自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月13日） | 10 |

(注) 分配金は、各計算期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

| 期間 | 収益率（%） |
|-------------------------------------|--------|
| 第1特定期間（自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日） | △4.46 |
| 第2特定期間（自 平成21年 3月14日 至 平成21年 9月14日） | 18.46 |
| 第3特定期間（自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月15日） | 5.59 |
| 第4特定期間（自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月13日） | △1.63 |
| 第5特定期間（自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日） | 2.80 |
| 第6特定期間（自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月13日） | △0.98 |

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

| 期間 | 収益率（%） |
|----------------------------------|--------|
| 第1期（自 平成20年10月31日 至 平成21年 3月13日） | △4.37 |
| 第2期（自 平成21年 3月14日 至 平成21年 9月14日） | 18.70 |
| 第3期（自 平成21年 9月15日 至 平成22年 3月15日） | 5.68 |
| 第4期（自 平成22年 3月16日 至 平成22年 9月13日） | △1.78 |
| 第5期（自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月14日） | 2.89 |
| 第6期（自 平成23年 3月15日 至 平成23年 9月13日） | △1.38 |

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

| 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|--------|-----------------|----------------|
| 第1特定期間 | 1,808,060,361 | 969,462 |
| 第2特定期間 | 47,717,625,542 | 11,661,027,895 |
| 第3特定期間 | 85,645,588,711 | 5,373,445,068 |
| 第4特定期間 | 126,330,879,351 | 6,201,066,278 |
| 第5特定期間 | 129,834,722,806 | 25,126,903,230 |
| 第6特定期間 | 138,951,989,077 | 45,222,933,003 |

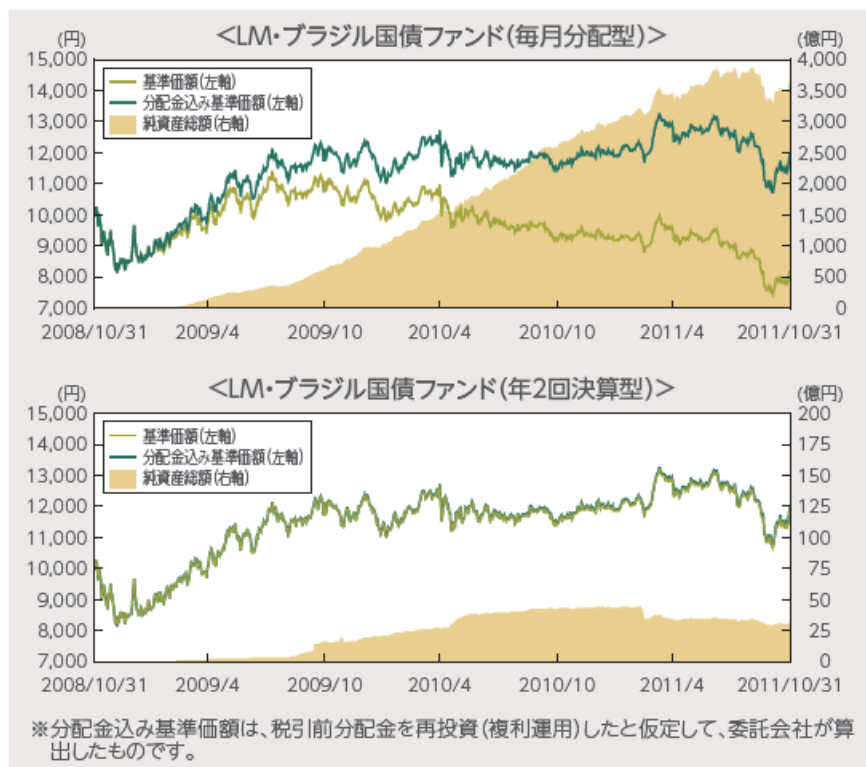
(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

| 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|-----|---------------|---------------|
| 第1期 | 59,257,088 | 4,847,310 |
| 第2期 | 403,487,036 | 85,131,088 |
| 第3期 | 2,350,728,854 | 704,725,319 |
| 第4期 | 1,616,201,876 | 171,983,255 |
| 第5期 | 471,374,513 | 431,328,951 |
| 第6期 | 329,174,959 | 1,149,084,889 |

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移 / 基準価額・純資産

LM-ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

| 基準価額 | 純資産総額 |
|----------|---------|
| 8,209円 | 3,617億円 |
| 2011年6月 | 120円 |
| 2011年7月 | 120円 |
| 2011年8月 | 120円 |
| 2011年9月 | 120円 |
| 2011年10月 | 120円 |
| 直近1年間累計 | 1,440円 |
| 設定来累計 | 3,680円 |

LM-ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

| 基準価額 | 純資産総額 |
|---------|-------|
| 11,920円 | 31億円 |
| 2009年9月 | 10円 |
| 2010年3月 | 10円 |
| 2010年9月 | 10円 |
| 2011年3月 | 10円 |
| 2011年9月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 20円 |
| 設定来累計 | 60円 |

※1万円当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況 (LM-ブラジル国債マザーファンド)

■種類別組入比率

| 種類 | 比率(%) |
|--------------|-------|
| 国債証券 | 97.53 |
| 現金・預金・その他の資産 | 2.47 |

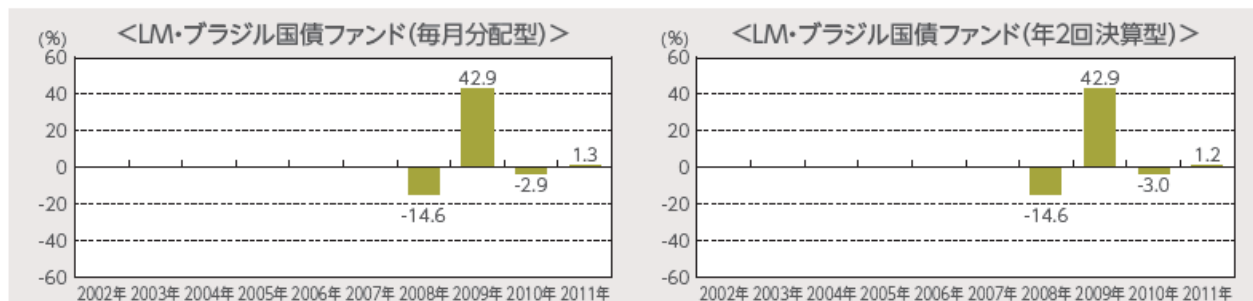
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.08%、「年2回決算型」は100.21%組入れています。

■組入上位銘柄

| 銘柄 | 国 | 種類 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---------------------------|------|------|--------|-----------|-------|
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2017年1月1日 | 24.30 |
| BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | ブラジル | 国債証券 | - | 2012年7月1日 | 22.47 |
| BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | ブラジル | 国債証券 | - | 2012年4月1日 | 18.56 |
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2021年1月1日 | 12.68 |
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2012年1月1日 | 9.34 |
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2014年1月1日 | 5.51 |
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2013年1月1日 | 2.74 |
| BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | ブラジル | 国債証券 | 10.000 | 2015年1月1日 | 1.93 |

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
 ※2008年はファンドの設定日(2008年10月31日)から年末までの収益率、2011年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受け付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

(注)販売会社によっては、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）またはLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日*¹を除く、販売会社の営業日*²に行われます。

*1 サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国において資本規制が導入された場合等）があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

(注)販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款*に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約*を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4) 申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

(5) 申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6) 申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(7) LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）とLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の間で、スイッチング*できる場合があります。

①スイッチングによりファンドを取得する場合には、申込手数料が減免される場合があります。

②上記(2)記載の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。

③販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合があります。

④スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様、課税対象となります。

*スイッチングとは、一方のファンドの換金代金の全部または一部をもって、他方のファンドを取得することをいいます。

(注)詳細については、販売会社にお問合せください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日*¹を除く、販売会社の営業日*²に行われます。

*¹ サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受けられません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*² 原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国において資本規制が導入された場合等）があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注) 一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解

約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。
- (3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありませぬ。
- (5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当りに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

| | |
|-------------|--|
| マザーファンド受益証券 | マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。 |
| 国債証券 | 原則として、法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。 |

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金*¹は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等*²に応じて計算されるものとします。

*¹ 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*² 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）は「ブラ国毎」、LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）は「ブラ国2」の略称で掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

< LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） >

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準としま

す。)及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎(毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。)に作成し、監督官庁に提出します。

<LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)>

委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末(毎年3月及び9月)及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって毎計算期末(毎年3月及び9月)に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限(平成20年10月31日設定)です。ただし、下記(5)の①のa.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①各ファンドの計算期間は下記の通りです。

<LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)>

原則として、毎月14日から翌月13日までとします。

第1計算期間は、平成20年10月31日から平成20年11月13日まで。

<LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)>

原則として、毎年3月14日から9月13日まで及び9月14日から翌年3月13日までとします。

第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日まで。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社及び当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受

益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更及び他の投資信託との併合

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本⑥に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. に

において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。
なお、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦反対者の買取請求権

繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手續を行うにあたり受益者に発せられる書面に付記されます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは当契約を解約することがあります。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称及び住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4 【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において

一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

- c. 上記 b. にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、当ファンドの償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金(解約)請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④書面決議において反対した受益者の買取請求権

書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、前特定期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）及び当特定期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、前特定期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）及び当特定期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）及び第6期計算期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第5期計算期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期計算期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成22年9月14日から平成23年3月14日まで）及び第6期計算期間（平成23年3月15日から平成23年9月13日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成23年5月16日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 久一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成22年9月14日から平成23年3月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成23年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年11月10日

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英、公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成23年3月15日から平成23年9月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）の平成23年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (平成23年3月14日現在) | 当期 (平成23年9月13日現在) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 317,441,988,169 | 368,838,879,118 |
| 未収入金 | 762,404,909 | 1,003,354,809 |
| 流動資産合計 | 318,204,393,078 | 369,842,233,927 |
| 資産合計 | 318,204,393,078 | 369,842,233,927 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 4,115,681,578 | 5,240,430,250 |
| 未払解約金 | 762,404,909 | 1,003,354,809 |
| 未払受託者報酬 | 12,557,466 | 15,696,182 |
| 未払委託者報酬 | 376,724,037 | 470,885,435 |
| その他未払費用 | 661,843 | 823,133 |
| 流動負債合計 | 5,268,029,833 | 6,731,189,809 |
| 負債合計 | 5,268,029,833 | 6,731,189,809 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 342,973,464,838 | 436,702,520,912 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △30,037,101,593 | △73,591,476,794 |
| （分配準備積立金） | — | — |
| 純資産合計 | 312,936,363,245 | 363,111,044,118 |
| 負債純資産合計 | 318,204,393,078 | 369,842,233,927 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 当期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 10,459,076,680 | △4,401,715,172 |
| 営業収益合計 | 10,459,076,680 | △4,401,715,172 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 72,957,200 | 93,350,468 |
| 委託者報酬 | 2,188,715,891 | 2,800,513,817 |
| その他費用 | 4,035,230 | 5,091,769 |
| 営業費用合計 | 2,265,708,321 | 2,898,956,054 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 8,193,368,359 | △7,300,671,226 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 8,193,368,359 | △7,300,671,226 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 8,193,368,359 | △7,300,671,226 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | △36,901,400 | 432,203,671 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △10,091,706,759 | △30,037,101,593 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,626,989,726 | 3,599,605,858 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,626,989,726 | 3,599,605,858 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,721,470,250 | 10,923,768,823 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,721,470,250 | 10,923,768,823 |
| 分配金 | 22,081,184,069 | 28,497,337,339 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △30,037,101,593 | △73,591,476,794 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 前期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 当期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 特定期間末日の取扱い 平成23年3月13日が休日のため、当特定期間末日は平成23年3月14日としております。このため、当特定期間は182日となっております。 | 特定期間末日の取扱い 平成23年3月13日が休日のため、前特定期間末日は平成23年3月14日としております。このため、当特定期間は183日となっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 前期 (平成23年3月14日現在) | 当期 (平成23年9月13日現在) |
|----------------------------|--|--|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 342,973,464,838口 | 436,702,520,912口 |
| 2. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、30,037,101,593円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、73,591,476,794円です。 |
| 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | |
| 一口当たり純資産額 | 0.9124円 | 0.8315円 |
| (一万口当たり純資産額) | (9,124円) | (8,315円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|---|--|---|
| | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。 | 同左 |
| 2. 分配金の計算過程 | | |
| | (平成22年 9月14日から 平成22年10月13日までの 計算期間) | (平成23年3月15日から 平成23年4月13日までの 計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 1,692,082,161円 | 2,843,462,399円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | 5,518,225,751円 |
| 収益調整金額 | 41,141,581,547円 | 43,594,474,208円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 42,833,663,708円 | 51,956,162,358円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 267,937,711,674口 | 354,337,609,773口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,598.64円 | 1,466.28円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,215,252,540円 | 4,252,051,317円 |
| | (平成22年10月14日から 平成22年11月15日までの 計算期間) | (平成23年4月14日から 平成23年5月13日までの 計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 1,986,643,044円 | 2,449,066,049円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 42,379,578,461円 | 45,394,736,972円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | 3,997,028,168円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 44,366,221,505円 | 51,840,831,189円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 286,081,497,742口 | 366,223,608,889口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,550.82円 | 1,415.54円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,432,977,972円 | 4,394,683,306円 |
| | (平成22年11月16日から 平成22年12月13日までの 計算期間) | (平成23年5月14日から 平成23年6月13日までの 計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 2,046,825,266円 | 2,915,840,620円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 42,907,906,636円 | 47,856,121,707円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | 2,018,742,056円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 44,954,731,902円 | 52,790,704,383円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 299,502,638,312口 | 384,196,024,942口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,500.98円 | 1,374.04円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,594,031,659円 | 4,610,352,299円 |
| | (平成22年12月14日から 平成23年 1月13日までの 計算期間) | (平成23年6月14日から 平成23年7月13日までの 計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 2,130,829,962円 | 2,917,200,609円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 43,360,654,395円 | 50,635,960,126円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | 317,953,206円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 45,491,484,357円 | 53,871,113,941円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 313,595,427,680口 | 405,322,149,223口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,450.64円 | 1,329.09円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| 収益分配金金額 | 3,763,145,132円 | 4,863,865,790円 |
| | (平成23年1月14日から 平成23年2月14日まで の計算期間) | (平成23年7月14日から 平成23年8月15日まで の計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 2,386,434,984円 | 3,115,348,004円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 43,984,334,004円 | 51,873,612,619円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 46,370,768,988円 | 54,988,960,623円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 330,007,932,416口 | 427,996,198,149口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,405.15円 | 1,284.80円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |
| 収益分配金金額 | 3,960,095,188円 | 5,135,954,377円 |
| | (平成23年2月15日から 平成23年3月14日まで の計算期間) | (平成23年8月16日から 平成23年9月13日まで の計算期間) |
| 費用控除後の配当等収益額 | 2,079,954,260円 | 2,703,056,968円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 44,145,727,479円 | 50,920,267,059円 |
| 分配準備積立金額 | －円 | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 46,225,681,739円 | 53,623,324,027円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 342,973,464,838口 | 436,702,520,912口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 1,347.79円 | 1,227.92円 |
| 1万口当たり分配金額 | 120.00円 | 120.00円 |
| 収益分配金金額 | 4,115,681,578円 | 5,240,430,250円 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 当期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|----------------------------|---|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 当期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|--------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | ①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①親投資信託受益証券 同左 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

| 項目 | 前期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 当期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 | 238,265,645,262円 | 342,973,464,838円 |
| 期中追加設定元本額 | 129,834,722,806円 | 138,951,989,077円 |
| 期中解約元本額 | 25,126,903,230円 | 45,222,933,003円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 (平成23年3月14日現在) | 当期 (平成23年9月13日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | △781,318,114 | △6,947,005,226 |
| 合計 | △781,318,114 | △6,947,005,226 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 総口数(口) | 評価額(円) | 備考 |
|-----|---------------|------------------|-----------------|-----------------|----|
| 日本円 | 親投資信託 受益証券 | LM・ブラジル国債マザーファンド | 294,364,628,187 | 368,838,879,118 | |
| 合計 | | | 294,364,628,187 | 368,838,879,118 | |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書


平成23年5月16日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成22年9月14日から平成23年3月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成23年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年11月10日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成23年3月15日から平成23年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）の平成23年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 (平成23年3月14日現在) | 第6期 (平成23年9月13日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 4,266,775,991 | 3,221,851,901 |
| 未収入金 | 104,056,826 | 5,900,089 |
| 流動資産合計 | 4,370,832,817 | 3,227,751,990 |
| 資産合計 | 4,370,832,817 | 3,227,751,990 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 3,503,033 | 2,683,123 |
| 未払解約金 | 104,056,826 | 5,900,089 |
| 未払受託者報酬 | 1,117,932 | 893,746 |
| 未払委託者報酬 | 33,537,917 | 26,812,277 |
| その他未払費用 | 768,764 | 787,220 |
| 流動負債合計 | 142,984,472 | 37,076,455 |
| 負債合計 | 142,984,472 | 37,076,455 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,503,033,444 | 2,683,123,514 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 724,814,901 | 507,552,021 |
| （分配準備積立金） | 348,385,432 | 385,159,598 |
| 純資産合計 | 4,227,848,345 | 3,190,675,535 |
| 負債純資産合計 | 4,370,832,817 | 3,227,751,990 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第5期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 第6期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 156,708,011 | 2,124,223 |
| 営業収益合計 | 156,708,011 | 2,124,223 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,117,932 | 893,746 |
| 委託者報酬 | 33,537,917 | 26,812,277 |
| その他費用 | 768,764 | 787,220 |
| 営業費用合計 | 35,424,613 | 28,493,243 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 121,283,398 | △26,369,020 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 121,283,398 | △26,369,020 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 121,283,398 | △26,369,020 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 7,055,333 | 33,459,287 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 602,430,344 | 724,814,901 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 87,032,153 | 83,876,576 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 87,032,153 | 83,876,576 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 75,372,628 | 238,628,026 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 75,372,628 | 238,628,026 |
| 分配金 | 3,503,033 | 2,683,123 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 724,814,901 | 507,552,021 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|----------------------------|---|---|
| | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間末日の取扱い 平成23年3月13日が休日のため、当計算期間末日は平成23年3月14日としております。このため、当計算期間は182日となっております。 | 計算期間末日の取扱い 平成23年3月13日が休日のため、前計算期間末日は平成23年3月14日としております。このため、当計算期間は183日となっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|----------------------------|-------------------|-------------------|
| | (平成23年3月14日現在) | (平成23年9月13日現在) |
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 3, 503, 033, 444口 | 2, 683, 123, 514口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | |
| 一口当たり純資産額 | 1. 2069円 | 1. 1892円 |
| (一万口当たり純資産額) | (12, 069円) | (11, 892円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第5期 | 第6期 |
|---|--|--------------------------------|
| | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。 | 同左 |
| 2. 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | 173, 373, 633円 | 151, 686, 637円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 376, 429, 469円 | 307, 024, 173円 |
| 分配準備積立金額 | 178, 514, 832円 | 236, 156, 084円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 728, 317, 934円 | 694, 866, 894円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 3, 503, 033, 444口 | 2, 683, 123, 514口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 2, 079. 08円 | 2, 589. 74円 |
| 1万口当たり分配金額 | 10. 00円 | 10. 00円 |
| 収益分配金金額 | 3, 503, 033円 | 2, 683, 123円 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第5期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 第6期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第5期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 第6期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|--------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | ①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①親投資信託受益証券 同左 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

| 項目 | 第5期 (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | 第6期 (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 期首元本額 | 3,462,987,882円 | 3,503,033,444円 |
| 期中追加設定元本額 | 471,374,513円 | 329,174,959円 |
| 期中解約元本額 | 431,328,951円 | 1,149,084,889円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第5期 (平成23年3月14日現在) | 第6期 (平成23年9月13日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 157,526,862 | △24,427,449 |
| 合計 | 157,526,862 | △24,427,449 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 総口数(口) | 評価額(円) | 備考 |
|-----|---------------|------------------|---------------|---------------|----|
| 日本円 | 親投資信託 受益証券 | LM・ブラジル国債マザーファンド | 2,571,310,376 | 3,221,851,901 | |
| 合計 | | | 2,571,310,376 | 3,221,851,901 | |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

当ファンドは「LM・ブラジル国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ブラジル国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・ブラジル国債マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年3月14日から翌年3月13日までであります。

LM・ブラジル国債マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

| | (平成23年3月14日現在) | (平成23年9月13日現在) |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2,150,135,328 | 2,485,850 |
| 金銭信託 | 431,193 | 49,209 |
| コール・ローン | 6,924,622,617 | 6,906,908,731 |
| 国債証券 | 311,483,953,016 | 361,515,443,196 |
| 派生商品評価勘定 | — | 747,600 |
| 未収入金 | — | 226,893,767 |
| 未収利息 | 3,741,971,399 | 4,341,921,015 |
| 前払費用 | 400,290,825 | 65,932,215 |
| 流動資産合計 | 324,701,404,378 | 373,060,381,583 |
| 資産合計 | 324,701,404,378 | 373,060,381,583 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 1,597,420 | 1,207,000 |
| 未払金 | 2,120,668,613 | — |
| 未払解約金 | 866,461,735 | 1,009,254,898 |
| 流動負債合計 | 2,988,727,768 | 1,010,461,898 |
| 負債合計 | 2,988,727,768 | 1,010,461,898 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 255,426,553,154 | 296,936,715,987 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 66,286,123,456 | 75,113,203,698 |
| 純資産合計 | 321,712,676,610 | 372,049,919,685 |
| 負債純資産合計 | 324,701,404,378 | 373,060,381,583 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|----------------------------|---|--------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p> | <p>国債証券 同左</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> | <p>為替予約取引 同左</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成23年3月14日現在) | (平成23年9月13日現在) |
|--|----------------------|----------------------|
| 1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 | 255,426,553,154口 | 296,936,715,987口 |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額) | 1.2595円 (12,595円) | 1.2530円 (12,530円) |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|----------------------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。また、当ファンドは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|--------------------|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | ①国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | ①国債証券 同左 ②派生商品評価勘定 同左 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動等

| 項目 | (自 平成22年9月14日 至 平成23年3月14日) | (自 平成23年3月15日 至 平成23年9月13日) |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額 | 193,897,648,615円 | 255,426,553,154円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 99,619,783,413円 | 97,492,787,330円 |
| 同期中における解約元本額 | 38,090,878,874円 | 55,982,624,497円 |
| 元本の内訳 | | |
| LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型) | 252,038,100,968円 | 294,364,628,187円 |
| LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型) | 3,387,674,467円 | 2,571,310,376円 |
| LM・ブラジル国債ファンド(適格機関投資家専用) | 777,719円 | 777,424円 |
| 計 | 255,426,553,154円 | 296,936,715,987円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (平成23年3月14日現在) | (平成23年9月13日現在) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 国債証券 | △776,818,780 | 9,312,090,644 |
| 合計 | △776,818,780 | 9,312,090,644 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | (平成23年3月14日現在) | | | | (平成23年9月13日現在) | | | |
|---------------|---------------------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|------------------|---------------|-------------|
| | | 契約額等 (円) | うち1 年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち1 年超 (円) | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| 市場取引以 外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | — | — | — | — | 1,003,010,600 | — | 1,003,470,000 | △459,400 |
| | 買建 米ドル | 871,751,420 | — | 870,154,000 | △1,597,420 | — | — | — | — |
| 合計 | | 871,751,420 | — | 870,154,000 | △1,597,420 | 1,003,010,600 | — | 1,003,470,000 | △459,400 |

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------------|---------|---------------------------|------------------|-------------------|----|
| ブラジルリアル | 国債証券 | BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | 1,570,420,000.00 | 1,473,327,802.22 | |
| | | BRAZIL-LTN(LETRA TESO NA) | 1,949,740,000.00 | 1,782,726,603.80 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 910,630,000.00 | 906,515,529.61 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 421,881,000.00 | 418,137,545.26 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 235,280,000.00 | 230,646,651.66 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 160,000,000.00 | 154,751,598.56 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 2,027,810,000.00 | 1,920,312,841.42 | |
| | | BRAZIL-NTN-F(NOTA TESO N) | 1,116,100,000.00 | 1,029,400,196.83 | |
| | 計 | | 8,391,861,000.00 | 7,915,818,769.36 | |
| | (邦貨換算額) | | | (361,515,443,196) | |
| ブラジルリアル計 | | | | 7,915,818,769.36 | |
| (邦貨換算額) | | | | (361,515,443,196) | |
| 合計 | | | | 361,515,443,196 | |
| (外貨建証券の邦貨換算額) | | | | (361,515,443,196) | |

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---------|----------|----------|------------|
| ブラジルリアル | 国債証券 8銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

平成23年10月末現在

| | |
|---------------------|------------------|
| I 資産総額 | 362,587,215,800円 |
| II 負債総額 | 922,672,158円 |
| III 純資産総額(I - II) | 361,664,543,642円 |
| IV 発行済口数 | 440,557,687,645口 |
| V 1口当たり純資産額(III/IV) | 0.8209円 |
| (1万口当たり純資産額) | (8,209円) |

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

平成23年10月末現在

| | |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額 | 3,153,865,549円 |
| II 負債総額 | 7,078,932円 |
| III 純資産総額(I - II) | 3,146,786,617円 |
| IV 発行済口数 | 2,639,924,911口 |
| V 1口当たり純資産額(III/IV) | 1.1920円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,920円) |

<参考情報>

LM・ブラジル国債マザーファンド

平成23年10月末現在

| | |
|---------------------|------------------|
| I 資産総額 | 367,039,606,296円 |
| II 負債総額 | 1,926,260,154円 |
| III 純資産総額(I - II) | 365,113,346,142円 |
| IV 発行済口数 | 290,083,546,370口 |
| V 1口当たり純資産額(III/IV) | 1.2586円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,586円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① 当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ④ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ⑤ 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成23年10月末現在）

| | |
|----------------|----------|
| ①資本金の額 | 1,000百万円 |
| ②委託会社が発行する株式総数 | 100,000株 |
| ③発行済株式総数 | 78,270株 |
| ④主な資本金の額の増減 | |

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

②運用の意思決定機構

委託会社において運用指図が行われる場合、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成23年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

| 種 類 | ファンド数 | 純資産総額の合計額（百万円） |
|-----------|-------|----------------|
| 単位型株式投資信託 | 1 | 30,760 |
| 追加型株式投資信託 | 36 | 1,450,969 |
| 合 計 | 37 | 1,481,729 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。また、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

澤口雅昭 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

澤口雅昭 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第12期事業年度 (平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (平成23年3月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 資 産 の 部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 866,454 | 1,609,449 |
| 前払費用 | 32,747 | 52,444 |
| 未収入金 | 1,225 | 210 |
| 未収委託者報酬 | 374,364 | 547,155 |
| 未収運用受託報酬 | 823,249 | 1,001,472 |
| その他未収収益 | 3,981 | 7,640 |
| 未収利息 | 160 | 658 |
| 流動資産計 | 2,102,183 | 3,219,031 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | ※1 |
| 建物 | 300,254 | 279,186 |
| 器具備品 | 105,731 | 78,951 |
| 有形固定資産計 | 405,985 | 358,138 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 9,714 | 7,266 |
| 無形固定資産計 | 9,714 | 7,266 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 190,328 | 159,650 |
| 長期差入保証金 | 148,245 | 83,312 |
| 保険積立金 | 203,758 | 237,200 |
| 前払年金費用 | 96,053 | 58,344 |
| 投資その他の資産計 | 638,385 | 538,507 |
| 固定資産計 | 1,054,084 | 903,912 |
| 資産合計 | 3,156,268 | 4,122,943 |

(単位：千円)

| | 第12期事業年度 (平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (平成23年3月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 11,217 | 13,515 |
| 未払金 | 549,715 | 739,980 |
| 未払手数料 | 171,948 | 240,003 |
| 未払消費税等 | 65,980 | 120,251 |
| その他未払金 | 311,786 | 379,725 |
| 未払費用 | ※2 517,125 | ※2 711,819 |
| 未払法人税等 | 7,536 | 10,846 |
| 前受金 | 19,222 | 19,762 |
| 流動負債計 | 1,104,816 | 1,495,924 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 157,575 | 150,364 |
| 役員退職慰労引当金 | 274,608 | 338,201 |
| 固定負債計 | 432,183 | 488,566 |
| 負債合計 | 1,537,000 | 1,984,490 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 226,405 | 226,405 |
| 資本剰余金計 | 226,405 | 226,405 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 392,862 | 912,047 |
| 利益剰余金計 | 392,862 | 912,047 |
| 株主資本合計 | 1,619,268 | 2,138,453 |
| 純資産合計 | 1,619,268 | 2,138,453 |
| 負債・純資産合計 | 3,156,268 | 4,122,943 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) | | 第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | |
|----------------|--|-----------|--|-----------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 5,067,822 | | 7,955,672 |
| 運用受託報酬 | | 1,487,516 | | 1,833,761 |
| その他営業収益 | | 44,943 | | 58,935 |
| 営業収益計 | | 6,600,283 | | 9,848,370 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 2,364,485 | | 3,734,675 |
| 広告宣伝費 | | 12,679 | | 27,206 |
| 公告費 | | 673 | | 793 |
| 調査費 | | 2,443,651 | | 3,448,013 |
| 調査費 | | 52,036 | | 66,748 |
| 委託調査費 | | 2,390,921 | | 3,380,514 |
| 図書費 | | 693 | | 749 |
| 委託計算費 | | 85,731 | | 136,113 |
| 営業雑経費 | | 125,649 | | 116,384 |
| 通信費 | | 41,239 | | 35,028 |
| 印刷費 | | 78,854 | | 74,032 |
| 協会費 | | 5,264 | | 7,004 |
| 諸会費 | | 290 | | 318 |
| 営業費用計 | | 5,032,869 | | 7,463,186 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,018,288 | | 1,168,053 |
| 役員報酬 | ※1 | 81,614 | ※1 | 110,626 |
| 給料・手当 | | 704,911 | | 726,218 |
| 賞与 | | 231,761 | | 331,207 |
| 交際費 | | 3,598 | | 7,234 |
| 寄付金 | | - | | 327 |
| 旅費交通費 | | 18,839 | | 20,869 |
| 租税公課 | | 12,806 | | 16,227 |
| 不動産賃借料 | | 213,288 | | 187,617 |
| 退職給付費用 | | 91,874 | | 102,040 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | 39,712 | | 63,593 |
| 固定資産減価償却費 | | 54,062 | | 54,123 |
| 諸経費 | ※3 | 219,888 | ※3 | 246,140 |
| 一般管理費計 | | 1,672,359 | | 1,866,226 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | | △104,946 | | 518,957 |

(単位：千円)

| | 第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,634 | 2,541 |
| 受取配当金 | 775 | 762 |
| 為替差益 | 35,048 | 8,604 |
| その他 | 17 | 5 |
| 営業外収益計 | 37,476 | 11,914 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | - | 34 |
| 営業外費用計 | - | 34 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | △67,469 | 530,837 |
| 特別利益 | | |
| 過年度不動産賃借料修正額 | - | 5,972 |
| 業績報奨金受入額 | - | 18,175 |
| 特別利益計 | - | 24,147 |
| 特別損失 | | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 32,000 |
| 特別損失計 | - | 32,000 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期 純損失 (△) | △67,469 | 522,984 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※2 3,800 | ※2 3,800 |
| 法人税等合計 | 3,800 | 3,800 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △71,269 | 519,184 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 226,405 | 226,405 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 226,405 | 226,405 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 464,132 | 392,862 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △71,269 | 519,184 |
| 当期変動額合計 | △71,269 | 519,184 |
| 当期末残高 | 392,862 | 912,047 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 1,690,538 | 1,619,268 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △71,269 | 519,184 |
| 当期変動額合計 | △71,269 | 519,184 |
| 当期末残高 | 1,619,268 | 2,138,453 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 1,690,538 | 1,619,268 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △71,269 | 519,184 |
| 当期変動額合計 | △71,269 | 519,184 |
| 当期末残高 | 1,619,268 | 2,138,453 |

重要な会計方針

| 項 目 | 第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法) (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 | (1) 満期保有目的の債券 同 左 (2) その他有価証券 同 左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。 建物 12年～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可 能期間 (5年) に基づく定額法によ っております。 | (1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 |
| 3. 引当金の計上基準 | (1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、 当事業年度において発生している と認められる額を計上してござい ます。 なお、退職給付債務は、簡便法 (直 近の年金財政計算上の責任準備金 に合理的な調整を加えた額をもっ て退職給付債務とする方法) によ り計算しております。また、確定 給付年金制度については、年金資 産が退職給付債務を超えるため、 前払年金費用を計上してございま す。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てる ため、内規に基づく期末要支給額 を計上してございす。 | (1) 退職給付引当金 同 左 (2) 役員退職慰労引当金 同 左 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象 外消費税及び地方消費税は、発生 会計期間の費用として処理して おります。 | (1) 消費税等の会計処理 同 左 |

会計処理方法の変更

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|
| — | <p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業利益、経常利益については、12,000千円、及び税引前当期純利益については、44,000千円、それぞれ減少しております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第12期事業年度 (平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (平成23年3月31日) |
|---|---|
| <p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 55,265千円</p> <p>器具備品 80,243千円</p> | <p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 76,332千円</p> <p>器具備品 109,937千円</p> |
| <p>※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 913千円</p> | <p>※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,328千円</p> |

(損益計算書関係)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|
| <p>※1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 500,000千円以内</p> <p>監査役 年額 300,000千円以内</p> | <p>※1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 500,000千円以内</p> <p>監査役 年額 300,000千円以内</p> |
| <p>※2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。</p> | <p>※2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。</p> |
| <p>※3 関係会社との取引 諸経費 8,161千円</p> | <p>※3 関係会社との取引 諸経費 14,929千円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 78,270 | — | — | 78,270 |

第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 | 78,270 | — | — | 78,270 |

(リース取引関係)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---|--|
| オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 175,792千円 1年超 14,649千円 合計 190,442千円 | オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 141,656千円 1年超 460,382千円 合計 602,038千円 |

(金融商品関係)

第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（注） 2. 参照）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 866,454 | 866,454 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 374,364 | 374,364 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 823,249 | 823,249 | — |
| (4) 投資有価証券 | 181,043 | 181,043 | — |
| 資産計 | 2,245,111 | 2,245,111 | — |
| (1) その他未払金 | 311,786 | 311,786 | — |
| (2) 未払手数料 | 171,948 | 171,948 | — |
| (3) 未払費用 | 517,125 | 517,125 | — |
| 負債計 | 1,000,860 | 1,000,860 | — |

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため

「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 現金及び預金 | 866,454 | — |
| 未収委託者報酬 | 374,364 | — |
| 未収運用受託報酬 | 823,249 | — |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 162,320 | 18,722 |
| 合計 | 2,226,388 | 18,722 |

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,609,449 | 1,609,449 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 547,155 | 547,155 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,001,472 | 1,001,472 | — |
| (4) 投資有価証券 | 150,364 | 150,364 | — |
| 資産計 | 3,308,442 | 3,308,442 | — |
| (1) その他未払金 | 379,725 | 379,725 | — |
| (2) 未払手数料 | 240,003 | 240,003 | — |
| (3) 未払費用 | 711,819 | 711,819 | — |
| 負債計 | 1,331,548 | 1,331,548 | — |

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 9,285 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 現金及び預金 | 1,609,449 | — |
| 未収委託者報酬 | 547,155 | — |
| 未収運用受託報酬 | 1,001,472 | — |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 130,235 | 20,129 |
| 合計 | 3,288,313 | 20,129 |

(有価証券関係)

| 第12期事業年度 (平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (平成23年3月31日) | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|-----------|------|-----------|----|---|--|----------|-----------|------|-----------|----|---|
| <p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託</p> <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>181,043千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>181,043千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。</p> | 貸借対照表計上額 | 181,043千円 | 取得原価 | 181,043千円 | 差額 | — | <p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託</p> <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>150,364千円</td> </tr> <tr> <td>取得原価</td> <td>150,364千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。</p> | 貸借対照表計上額 | 150,364千円 | 取得原価 | 150,364千円 | 差額 | — |
| 貸借対照表計上額 | 181,043千円 | | | | | | | | | | | | |
| 取得原価 | 181,043千円 | | | | | | | | | | | | |
| 差額 | — | | | | | | | | | | | | |
| 貸借対照表計上額 | 150,364千円 | | | | | | | | | | | | |
| 取得原価 | 150,364千円 | | | | | | | | | | | | |
| 差額 | — | | | | | | | | | | | | |

(退職給付関係)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|-------|------------------|------------|----------|---------|-----------------|----------|-----------|---------|----------|--|---------|-----------|-------|------------------|------------|----------|---------|-----------------|----------|-----------|---------|-----------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>①退職給付債務</td> <td>448,943千円</td> </tr> <tr> <td>②年金資産</td> <td><u>387,421千円</u></td> </tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務</td> <td>61,521千円</td> </tr> <tr> <td>④前払年金費用</td> <td><u>96,053千円</u></td> </tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td> <td>157,575千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>①退職給付費用</td> <td>91,874千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p> | ①退職給付債務 | 448,943千円 | ②年金資産 | <u>387,421千円</u> | ③未積立退職給付債務 | 61,521千円 | ④前払年金費用 | <u>96,053千円</u> | ⑤退職給付引当金 | 157,575千円 | ①退職給付費用 | 91,874千円 | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 同 左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>①退職給付債務</td> <td>522,205千円</td> </tr> <tr> <td>②年金資産</td> <td><u>430,184千円</u></td> </tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務</td> <td>92,020千円</td> </tr> <tr> <td>④前払年金費用</td> <td><u>58,344千円</u></td> </tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td> <td>150,364千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>①退職給付費用</td> <td>102,040千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①同 左</p> | ①退職給付債務 | 522,205千円 | ②年金資産 | <u>430,184千円</u> | ③未積立退職給付債務 | 92,020千円 | ④前払年金費用 | <u>58,344千円</u> | ⑤退職給付引当金 | 150,364千円 | ①退職給付費用 | 102,040千円 |
| ①退職給付債務 | 448,943千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②年金資産 | <u>387,421千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③未積立退職給付債務 | 61,521千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④前払年金費用 | <u>96,053千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤退職給付引当金 | 157,575千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①退職給付費用 | 91,874千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①退職給付債務 | 522,205千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②年金資産 | <u>430,184千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③未積立退職給付債務 | 92,020千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④前払年金費用 | <u>58,344千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤退職給付引当金 | 150,364千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①退職給付費用 | 102,040千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(ストック・オプション等関係)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---|---|
| 1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 8,161千円 | 1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 14,929千円 |
| 2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。 | 2. スtock・オプション等の内容 同 左 |

(税効果会計関係)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 | 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 税務上の繰越欠損金 336,027 | 税務上の繰越欠損金 4,486 |
| 未払金 126,897 | 未払金 154,548 |
| 役員退職慰労引当金 111,765 | 役員退職慰労引当金 137,647 |
| 退職給付引当金 64,133 | 退職給付引当金 61,198 |
| 未払費用 35,320 | 未払費用 47,695 |
| 有価証券評価損 36,920 | 有価証券評価損 36,920 |
| 前払年金費用認容 <u>△39,093</u> | 前払年金費用認容 <u>△23,742</u> |
| 繰延税金資産小計 <u>671,971</u> | 長期差入保証金 <u>17,908</u> |
| 評価性引当額 <u>△671,971</u> | 繰延税金資産小計 <u>436,663</u> |
| 繰延税金資産合計 <u>—</u> | 評価性引当額 <u>△436,663</u> |
| | 繰延税金資産合計 <u>—</u> |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) |
| 法定実効税率 40.7 | 法定実効税率 40.7 |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 <u>△15.2</u> | 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.3 |
| 住民税均等割 <u>△5.6</u> | 住民税均等割 0.7 |
| 評価性引当金 <u>△25.5</u> | 評価性引当金 <u>△45.0</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△5.6</u> | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>0.7</u> |

(資産除去債務関係)

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5年間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高（注） | 32,000千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | — |
| その他増減額（△は減少） | 12,000千円 |
| 期末残高 | 44,000千円 |

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資運用業 | 投資助言・代理業 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 7,955,672 | 1,833,761 | 58,935 | 9,848,370 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|----------------------|-----------|
| LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） | 3,507,776 |
| LM・オーストラリア毎月分配型ファンド | 1,818,182 |
| LM・グローバル・プラス（毎月分配型） | 1,729,038 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第13期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------------|-------------------------|--------------|---------------|----------------------------|---------------|--------------------|-------------|----------|-----------|
| 親会社 | レッグ・メイソン・ インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | 百万米ドル 16 | 持株 会社 | 被所有 直接 100% | — | 諸経費 の支払 (注1) | 千円 8,161 | 未払 費用 | 千円 913 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|--|----------------------------|---------------------|---------------|--------------------|----------------------|--------------------|---------------|---------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万米ドル 13 | 金融業 | — | 役員の兼任 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 千円 479,747 | 未払費用 | 千円 37,972 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー | 米国 カリフォルニア州 パサディナ | 米ドル 500 | 金融業 | — | サービス契約 投資顧問契約 | その他営業収益の受取 (注2) | 千円 4,908 | その他未収収益 | 千円 1,483 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払 (注1) | 50,268 | 未払費用 | 3,466 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | 百万豪ドル 1.5 | 金融業 | — | 役員の兼任 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 千円 615,445 | 未払費用 | 千円 66,181 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント(株) | 東京都 千代田区 | 億円 10 | 金融業 | — | 役員の兼任 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 千円 43,231 | 未払費用 | 千円 4,159 |
| | | | | | | オフィスの賃借 | 事務所の敷金の支払 | - | 長期差入保証金 | 145,490 |
| | | | | | | 不動産賃借料等の支払 | 206,319 | 前払費用 | 17,336 | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーピーエム・リミターダ | ブラジル サンパウロ州 サンパウロ | 百万ブラジル レアル 69 | 金融業 | — | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 千円 215,960 | 未払費用 | 千円 70,911 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド | シンガポール | 百万SGドル 27 | 金融業 | — | 役員の兼任 | 諸経費の支払 | 千円 16,774 | 未払費用 | 千円 1,520 |
| | | | | | | サービス契約 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 1,383 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万米ドル 11 | 金融業 | — | 役員の兼任 | その他営業収益の受取 (注2) | 千円 9,844 | - | 千円 - |
| | | | | | | サービス契約 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 104,796 | 未払費用 | 9,650 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万英ポンド 12 | 金融業 | — | 役員の兼任 | その他営業収益の受取 (注2) | 千円 30,191 | その他未収収益 | 千円 2,497 |
| | | | | | | サービス契約 投資顧問契約 | 委託調査費の支払 (注1) | 7,366 | 未払費用 | 614 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------------|----------------------------|----------|-------|---|------------|----------------------|---------------|----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 千円 4,253 | 未払 費用 | 千円 290 |
| 同一の親会社を持つ会社 | バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 マサチューセッツ州 ボストン | 米ドル 1 | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 千円 421,862 | 未払 費用 | 千円 38,168 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | サービス業 | - | - | 調査費・ 諸経費の 支払 | 千円 16,794 | 未払 費用 | 千円 891 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | 米ドル 1 | サービス業 | - | サービス 契約 | 諸経費の 支払 | 千円 62,111 | 未収 入金 | 千円 343 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | 米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 千円 334,500 | 未払 費用 | 千円 162,882 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社 (会社等の場合に限る。) 等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|----------------|-------------------------|--------------|---------------|----------------------------|---------------|--------------------|--------------|----------|-------------|
| 親会社 | レグ・メイソン・インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | 百万米ドル 15 | 持株 会社 | 被所有 直接 100% | 役員 の兼任 | 諸経費 の支払 (注1) | 千円 14,929 | 未払 費用 | 千円 1,328 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|----------------|-----|--------------|---------------|----------------------------|---------------|-------|----------|----|------|
|----|----------------|-----|--------------|---------------|----------------------------|---------------|-------|----------|----|------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----------------------------|---------------------|-----|---|------------------------------------|----------------|---------------|---------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万米ドル 13 | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約 | その他営業収益の受取(注2) | 千円 5,096 | その他未収収益 | 千円 1,518 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払(注1) | 387,482 | 未払費用 | 29,384 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー | 米国 カリフォルニア州 パサディナ | 米ドル 500 | 金融業 | - | サービス契約 投資顧問契約 | その他営業収益の受取(注2) | 千円 28,126 | その他未収収益 | 千円 4,184 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払(注1) | 33,669 | 未払費用 | 3,482 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド | オーストラリア ビクトリア州 メルボルン | 百万豪ドル 1.5 | 金融業 | - | 役員の兼任 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注1) | 千円 906,341 | 未払費用 | 千円 152,738 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント(株) | 東京都 千代田区 | 億円 10 | 金融業 | - | 役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借 | 委託調査費の支払(注1) | 千円 55,940 | 未払費用 | 千円 5,171 |
| | | | | | | | 事務所の敷金の返還 | 20,092 | 長期差入保証金 | 125,397 |
| | | | | | | | 不動産賃借料等の支払 | 174,331 | 前払費用 | 14,347 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ | ブラジル サンパウロ州 サンパウロ | 百万ブラジル レアル 69 | 金融業 | - | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注1) | 千円 894,471 | 未払費用 | 千円 102,736 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド | シンガポール | 百万SGドル 27 | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約 | 固定資産の購入 | 千円 3,828 | - | 千円 - |
| | | | | | | | 諸経費の支払 | 16,911 | 未払費用 | 1,658 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払(注1) | 1,052 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万米ドル 11 | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注1) | 千円 113,082 | 未払費用 | 千円 9,807 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 百万英ポンド 20 | 金融業 | - | 役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約 | その他営業収益の受取(注2) | 千円 25,713 | その他未収収益 | 千円 1,937 |
| | | | | | | | 委託調査費の支払(注1) | 4,795 | 未収入金 | 210 |
| 同一の親会社を持つ会社 | クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク | - | 金融業 | - | 投資顧問契約 | 委託調査費の支払(注1) | 千円 2,519 | 未払費用 | 千円 184 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------------------|----------------------------|----------|-------|---|------------|----------------------|---------------|----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメン・インク | 米国 マサチューセッツ州 ボストン | 米ドル 1 | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 諸経費の 支払 | 千円 5,481 | 未払 費用 | 千円 38,316 |
| | | | | | | | 委託調査費 の支払 (注1) | 438,136 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー | 米国 メリーランド州 ボルティモア | 米ドル 1 | サービス業 | - | - | 業績報奨金 の受入 | 千円 18,175 | - | 千円 - |
| | | | | | | | 調査費・ 諸経費の 支払 | 54,408 | | 未払 費用 |
| 同一の親会社を持つ会社 | レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク | 米国 メリーランド州 ボルティモア | - | サービス業 | - | サービス 契約 | 諸経費の 支払 | 千円 15,282 | - | 千円 - |
| 同一の親会社を持つ会社 | ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメン・エルエルシー | 米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア | - | 金融業 | - | 投資顧問 契約 | 委託調査費 の支払 (注1) | 千円 418,885 | 未払 費用 | 千円 234,787 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|---|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 20,688円24銭 | 1株当たり純資産額 | 27,321円49銭 |
| 1株当たり当期純損失金額 | 910円57銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 6,633円26銭 |
| (注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 | | (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 | |
| 当期純損失 | 71,269千円 | 当期純利益 | 519,184千円 |
| 普通株式に帰属しない金額 | - | 普通株式に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る当期純損失 | 71,269千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 519,184千円 |
| 期中平均株式数 | 78千株 | 期中平均株式数 | 78千株 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

(重要な後発事象)

| 第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第13期事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

追加型証券投資信託

LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）

約 款

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは収益分配を行いません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型） 約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項及び第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項及び第54条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ②前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、受益権の取得申込に応じないものとします。
- ③第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項または第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に第5項に規定する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に、3.5%を上限として指定販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券

- (ロ) デリバティブ取引に係る権利
 - (ハ) 約束手形
 - (ニ) 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたLM・ブラジル国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証

券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワ

ップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③信託財産の一部解約等の事由により、第1項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③信託財産の一部解約等の事由により、第1項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金並びにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年10月31日から平成20年11月13日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第42条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②前項に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「その他諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. この信託の監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
 3. この信託の受益者に対してする公告に係る費用
 4. この信託に係る格付の取得に要する費用
 5. 受益権の管理事務に関連する費用
- ③委託者は、前項に定めるその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④前項の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤第2項のその他諸費用には、マザーファンドに関連して生じた当該費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬等の総額）

第43条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、収益の分配は、第4計算期末から行うものとし、第1計算期間から第3計算期間までは収益の分配は行いません。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第48条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に応ずるものとし、当該再投資により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と

します。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④一部解約金は、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金及び償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき及び信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、当該請求に応じないものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託の信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、

裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第58条 (削除)

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成20年10月31日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型）

約 款

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② LM・ブラジル国債マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 LM・ブラジル国債ファンド（年2回決算型） 約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項及び第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項及び第54条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ②前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、受益権の取得申込に応じないものとします。
- ③第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項または第6項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に第5項に規定する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に、3.5%を上限として指定販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券

- (ロ) デリバティブ取引に係る権利
 - (ハ) 約束手形
 - (ニ) 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたLM・ブラジル国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証

券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律及び関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、前条第1項及び同条第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条及び第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワ

ップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③信託財産の一部解約等の事由により、第1項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③信託財産の一部解約等の事由により、第1項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金並びにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月14日から9月13日まで及び9月14日から翌年3月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年10月31日から平成21年3月13日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第42条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②前項に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「その他諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. この信託の監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用
 3. この信託の受益者に対してする公告に係る費用
 4. この信託に係る格付の取得に要する費用
 5. 受益権の管理事務に関連する費用
- ③委託者は、前項に定めるその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④前項の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤第2項のその他諸費用には、マザーファンドに関連して生じた当該費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬等の総額）

第43条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第48条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に応ずるものとし、当該再投資により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を

行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④一部解約金は、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金及び償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき及び信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がサンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合には、当該請求に応じないものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託の信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、

裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第58条 (削除)

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成20年10月31日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 住友信託銀行株式会社